

資料提供（投げ込み） 令和3年9月17日（金）	
場 所 津市政記者室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
教育委員会事務局 教育研究支援課 （電話059-229-3293）	教育研究支援担当参事 （兼）教育研究支援課長 伊藤 雅子

令和3年9月27日以降の津市立小学校等の対応について

この度、令和3年9月30日（木）に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除が考えられること及び本市における感染状況に改善傾向が見られることから、同月27日（月）以降の津市立小中学校及び義務教育学校並びに津市立幼稚園における対応について、下記のとおりとします。

記

1 津市立小中学校及び義務教育学校の対応

令和3年9月27日（月）から、原則として平常日課による授業等を実施します。

なお、同日から同月30日（木）までの緊急事態宣言が発出されている期間は、感染症対策と健康管理を徹底し、学校行事、部活動については、これまでどおりの対応とします。

2 津市立幼稚園の対応

令和3年9月27日（月）から、原則として平常保育を実施します。

なお、同日から同月30日（木）までの緊急事態宣言が発出されている期間は、感染症対策と健康管理の徹底について、これまでどおりの対応とします。

3 感染症対策の徹底

令和3年10月1日（金）以降も引き続き感染症対策を徹底することとし、次のとおりの措置を継続して実施します。

(1) 文部科学省が示す、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠等、基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離を確保し、大声での発声をしないなど、校内及び園内での対策を徹底します。

(2) 登校時の検温結果（健康観察カード等）の確認及び目視や聞き取り等による健康状態の把握を徹底します。また、児童、生徒及び園児に発熱があった場合だけでなく同居の家族が体調不良の場合にも登校等を控えるよう保護者に対して促すこととします。

4 教育活動

令和3年9月30日（木）に緊急事態宣言が解除された場合、同年10月1日（金）以降の教育活動については、次のとおりの対応とします。

(1) 感染リスクの高い学習活動への対応

当該衛生管理マニュアルに基づき、グループワーク、理科における実験等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は、学習場所の工夫、換気の徹底、身体的距離の確保、手洗いの励行等、可能な限り感染及び拡大のリスクを低減させた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することとします。

(2) 学校行事への対応

ア 修学旅行、遠足、現場学習等

修学旅行、遠足、現場学習等については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の宣言が発令されている地域（まん延防止等重点措置については、重点措置を講じる区域）や他の地域からの移動自粛が要請されている地域への訪問を避け、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染症対策を講じた上で実施できることとします。

なお、実施に当たっては、保護者への理解及び必要な協力を得るとともに、自主的判断や家族の状況等により参加を取りやめる児童生徒がいる場合には、当該児童生徒の心のケアに努めるとともに、代替となる学習や活動について配慮することとします。

イ 運動会、体育祭等

実施方法及び実施内容について検討し、可能な限り感染及び拡大のリスクを低減した上で、実施できることとします。ただし、児童生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動等、感染対策を講じてもなお、感染のリスクが高い活動及び種目については、学校の規模や実情、地域の感染状況などを踏まえ、実施について慎重に検討することとします。

(3) 部活動への対応

県内での活動に限り実施できることとします。ただし、三重県にまん延防止等重点措置が適用されている場合は、津市内のみの活動とし、津市が重点措置を講じる区域に指定されている場合は、自校のみの活動とします。

(4) 保護者等、一定の人数が来校する場合の対応

授業参観、進路説明会、講演会等一定の人数が来校するような活動は、換気の徹底、身体的距離の確保、消毒液の設置などこれまでの感染症対策に加え、来校者の制限、実施時間の分散等、可能な限り感染及び拡大のリスクを低減させた上で実施できることとします。